上市町お試しサテライトオフィス誘致事業費補助金交付要綱の概要

１　目的

地域に新規事業を創出し、地域の雇用機会の拡大、地域経済の活性化及び空き家問題の解消を図るもの。

２　定義

　⑴　サテライトオフィス　通信回線の活用により本社と同等の業務が実施可能な当該本社の遠隔地に置かれる事務所又は支店をいう。

⑵　空き家等　町内に所在し、現に利用されていない、又は近く利用されなくなると見込まれる建物をいう。ただし、建築目的が賃貸又は分譲である建物を除く。

⑶　開設事業　本町の空き家等を利用し、新たにサテライトオフィスを開設する事業

⑷　運営事業　本町に新たに開設したサテライトオフィスの運営事業

⑸　視察事業　本町に新たにサテライトオフィスの開設を検討するため、本町の視察を実施する事業

２　対象者

補助金の交付の対象となる者は、情報サービス業その他町長が適当と認める業種を３年以上継続して営む事業者とし、各区分に応じて次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 対象者 |
| 開設事業 | サテライトオフィスを開設した後３年以上計画的に事業を実施することが見込まれる事業者 |
| 運営事業 | 次の掲げる全ての要件を満たす者⑴　サテライトオフィスを開設した後３年以上計画的に営業することが見込まれる事業者⑵　新たに開設するサテライトオフィスに勤務する者を１人以上置く事業者 |
| 視察事業 | 次の掲げる全ての要件を満たす者⑴　町内にサテライトオフィスの開設を検討するため、本町を視察する事業者⑵　事業の開始日の５日前までに町へ事前申込の書類を提出し、町長の承認を得た事業者 |

３　対象経費及び補助金の額

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 対象経費 | 補助金の額 | 対象期間 |
| 開設事業 | ・建物の改修費及び改築費・高速通信設備の整備費・備品及び機器設備（車両を除く。）の購入に要する経費 | 対象経費の４／５（限度額　400万円） | 開設に対し、１回限り交付 |
| 運営事業 | ・土地及び建物の賃借料・通信回線及び通信機器使用料・光熱水費・社員の住宅手当 | 対象経費の１/２（限度額　月額10万円） | サテライトオフィスの事業開始月から12か月間とし、当該年度において支払ったもの |
| 視察事業 | ・宿泊費・旅費 | 対象経費の10/10視察１回につき３人まで | １回の視察は最大７日間とする。 |

※　国、県その他地方公共団体等から補助その他の助成又は委託を受けていないものに限る。

※　視察事業の宿泊費は町内宿泊施設を利用した場合に限る。旅費は出発地（国内に限る。）から本町までの公共交通機関（タクシーを除く。）を利用した実費に限る。

４　視察事業の事前申請

視察事業に係る補助金の交付に関しては、事業の開始日の５日前までに次の書類を提出し、町長の承認を得るものとする。

⑴　上市町お試しサテライトオフィス候補地視察申込書（様式第３号）

⑵　法人の登記事項証明書

⑶　その他町長が必要と認める書類

５　補助金の概算払

開設事業の補助金は概算払することができるものとし、運営事業及び視察事業については精算払いとする。

６　実績報告

　　視察事業については、上市町お試しサテライトオフィス誘致事業（視察事業）費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第８号）の中で、次の項目も報告することとする。

・視察の実績、成果

・今後の動向（サテライトオフィス開設の可能性等）

・上市町への要望等（現地案内の評価、改善点、要望等）